

第 33 回会長の時間 規定審議会について 平成 29 年 4 月 6 日

本日はロータリーの規定審議会についてお話をしたいと思います。この後の卓話で、ロータリー情報委員会の福田委員長から、宇部ロータリークラブの定款・細則の改訂のお話がありますが、これは、昨年 4 月 10 日から 15 日までシカゴで開催されました RI 規定審議会の決定に伴う変更です。

ロータリーの初期の時代には、RI の細則や定款の変更は年次大会で発議され、投票によって決められていました。国際大会の出席者が増え、公開討論が難しいものとなると、提案が国際大会で票決される前にこれについて討議、分析する諮問グループとして、1934 年に規定審議会が創設されました。そして 1970 年のアトランタ国際大会で、規定審議会が事実上のロータリーの立法的な機関となることが決定しました。この審議会は職権上の資格を持つ数人のメンバーの他に、ロータリー地区から各 1 名の代表議員で構成されます。従いまして、日本全体では 34 の地区がありますので、日本からの代表議員は 34 名です。昨年、シカゴに集まった代表議員は世界 533 地区 523 名の出席者でした。3 年に 1 度開催されるこの規定審議会では審議される議案は、ロータリークラブ、地区、RI 理事会によって提出されますが、制定案と決議案の 2 つあります。制定案とは、RI 定款細則または標準ロータリークラブ定款を改正する立法案のことで、RI の定款の場合は 2/3 以上、RI 細則の場合には、過半数の賛成が必要です。これに対して決議案とは、決議案とは、RI 細則に明記されていますが、組織規定を改正しない審議会決定です。この決議案は規定審議会が決まったとしてもその後の RI 理事会で討議されることになりすぐに決まることはありません。実際の規定審議会の討議の際には、発表されている意見に賛成のときは緑のカード、反対のときは赤のカードを提出します。また、何か意見を発言する動議を出す時は黄色のカード、そのいずれでもなく、討議終結し採決を促進する時には、ブルーとゴールドの縞模様のカードを提出すると記載されています。このように 4 枚のカードを使って、約 180 件の議案について討議されますが、採決は電子機器を使って電光掲示板に表示されます。

この度のシカゴでの規定審議会では、制定案が 117 件、決議案が 64 件で、日本から提出された制定案は 17 件、決議案 9 件でした。一番大切なのは RI 理事会提案の制定案で 16 件提出され、採択が 13 件、否決 1 件、撤回 2 件でした。RI 理事会提案の決議案は 2 件提出され 2 件とも採択されています。規定審議会の結果は、2 ヶ月以内に各クラブに決定報告書として送られますが、これを受け 2 ヶ月以内に反対意思を書面で提出し反対が 5%以上になれば一次保留とい

う形で7月1日には掲載されません。このように規定審議会は、国際ロータリーの運営に関する規定変更を民主的な手続きでロータリーの会員に提供する会合であると考えられます。

今回の規定審議会の制定案での決定事項は、7月1日より実施されておりますが、もう皆様もよくご存じのように、クラブの自主性が大幅に認められました。例会の回数は月2回以上、入会金規定の削除、Eクラブの区別をなくす、出席免除規定に20年以上のロータリー歴を加える、ローターアクターとロータリー学友を正会員に認める、人頭分担金を毎年4ドル上げるというなどが決定しました。規定審議会の決定というのは、すなわち規則の変更を意味することで、制定案の場合には、RI定款、ロータリー細則、それに標準ロータリークラブ定款の3つの改正を意味します。従いまして規定審議会の開催される3年ごとに各クラブの定款や細則の変更が求められます。わが宇部RCも昨年11月から定款・細則検討会を発足しました。本日まで何回も会合を重ねて議論して、お手元にお届けできるようになりました。これも定款・細則検討会の福田委員長を初め、1行ずつ丁寧に検討を頂きました金子準二様、藤井良康様、西村正彦様、金子正己様、猪熊哲彦様には、厚くお礼申し上げます。本日は、規定審議会についてお話をしました。